

鳥取県告示第428号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成22年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

姉泊地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱15号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱15号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市気高町八束水字村屋敷671地先道路	1号
鳥取市気高町八束水字鶴木坂2404-1地先道路	2号
鳥取市気高町八束水字鶴木坂2407地先道路	3号及び4号
鳥取市気高町八束水字鶴木坂2408-1地先道路	5号
鳥取市気高町八束水字鶴木坂685-1	6号
鳥取市気高町八束水字鶴木坂685-2	7号
鳥取市気高町八束水字魚見谷2422-1	8号
鳥取市気高町八束水字魚見谷2421	9号
鳥取市気高町八束水字短尾2708	10号
鳥取市気高町八束水字村屋敷686-7	11号
鳥取市気高町八束水字村屋敷684-2	12号
鳥取市気高町八束水字村屋敷682	13号
鳥取市気高町八束水字村屋敷680	14号
鳥取市気高町八束水字村屋敷678	15号